

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 にいつ眼科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 新潟県新潟市秋葉区新津本町三丁目1番10号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成5年6月11日

(4) 設立登記年月日 平成5年8月 9日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	岡本 茂	
理 事	岡本 陽子	
同	植田 育男	
同	佐々木 亮	
監 事	岡本 美智子	
同	高野 幸雄	

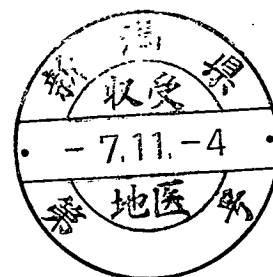
2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	にいつ眼科	新潟県新潟市秋葉区新津本町 三丁目1番10号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年9月24日 令和5年度決算の決定



様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 にいつ眼科
所在地 新潟市秋葉区新津本町三丁目1番10号

※医療法人整理番号 3 6 4

貸 借 対 照 表
(令和 7年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	409,783	I 流 動 負 債	21,914
II 固 定 資 産	149,953	II 固 定 負 債	1,173
1 有 形 固 定 資 産	17,710	負 債 合 計	23,087
2 無 形 固 定 資 産	411	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	131,832	科 目	金 額
		I 資 本 金	2,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	534,649
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	536,649
資 産 合 計	559,736	負 債 ・ 純 資 産 合 計	559,736

様式 4 - 2

法人名医療法人社団 にいつ眼科

※医療法人整理番号

3

6

4

所在地新潟市秋葉区新津本町三丁目1番10号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	396,950
2 事業費用	360,295
事業利益	36,655
II 事業外収益	6,192
III 事業外費用	343
経常利益	42,504
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	42,504
法人税等	9,889
当期純利益	32,615

様式 2

法人名 医療法人社団 にいつ眼科
所在地 新潟市秋葉区新津本町三丁目1番10号

※医療法人整理番号

			3	6	4
--	--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和7月7月31日現在)

1. 資 産 額	559,736 千円
2. 負 債 額	23,087 千円
3. 純 資 産 額	536,649 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	409,783
B 固 定 資 産	149,953
C 資 産 合 計 (A + B)	559,736
D 負 債 合 計	23,087
E 純 資 産 (C - D)	536,649

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 にいつ眼科
所在地 新潟県新潟市秋葉区新津本町三丁目1番10号

※医療法人整理番号

		3	6	4
--	--	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	㈱新津コンタクト(注1)	新潟県新潟市	559,737	コンタクトレンズ販 売、不動産賃貸等	眼内レンズ販 売、委託料、家賃支払 等	眼内レンズ購入、業務 委託料、家賃支払 (注2)	82,138	買掛金	1,151

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人理事長岡本茂の配偶者が代表取締役である法人。
2. 眼内レンズの購入に関する取引価格は市場価格等を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。
業務委託料、家賃は相場等を勘案して決定し、支払条件は当月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 関係事業者とは、当該医療法人と次の(2)に掲げる取引を行う場合における次の(1)に掲げる者をいう。

- (1) 次の(2)に掲げる取引を行う者
- ① 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
 - ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ⑤ ③の法人の役員が他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (2) 当該医療法人と行う取引
- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引
 - ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
 - ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 にいつ眼科
理事長 岡本 茂 殿

私は、医療法人社団 にいつ眼科の令和 6 年会計年度（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 9 月 29 日

医療法人社団 にいつ眼科

監事 岡本 美智子

監事 高野 幸雄